

第1章 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって

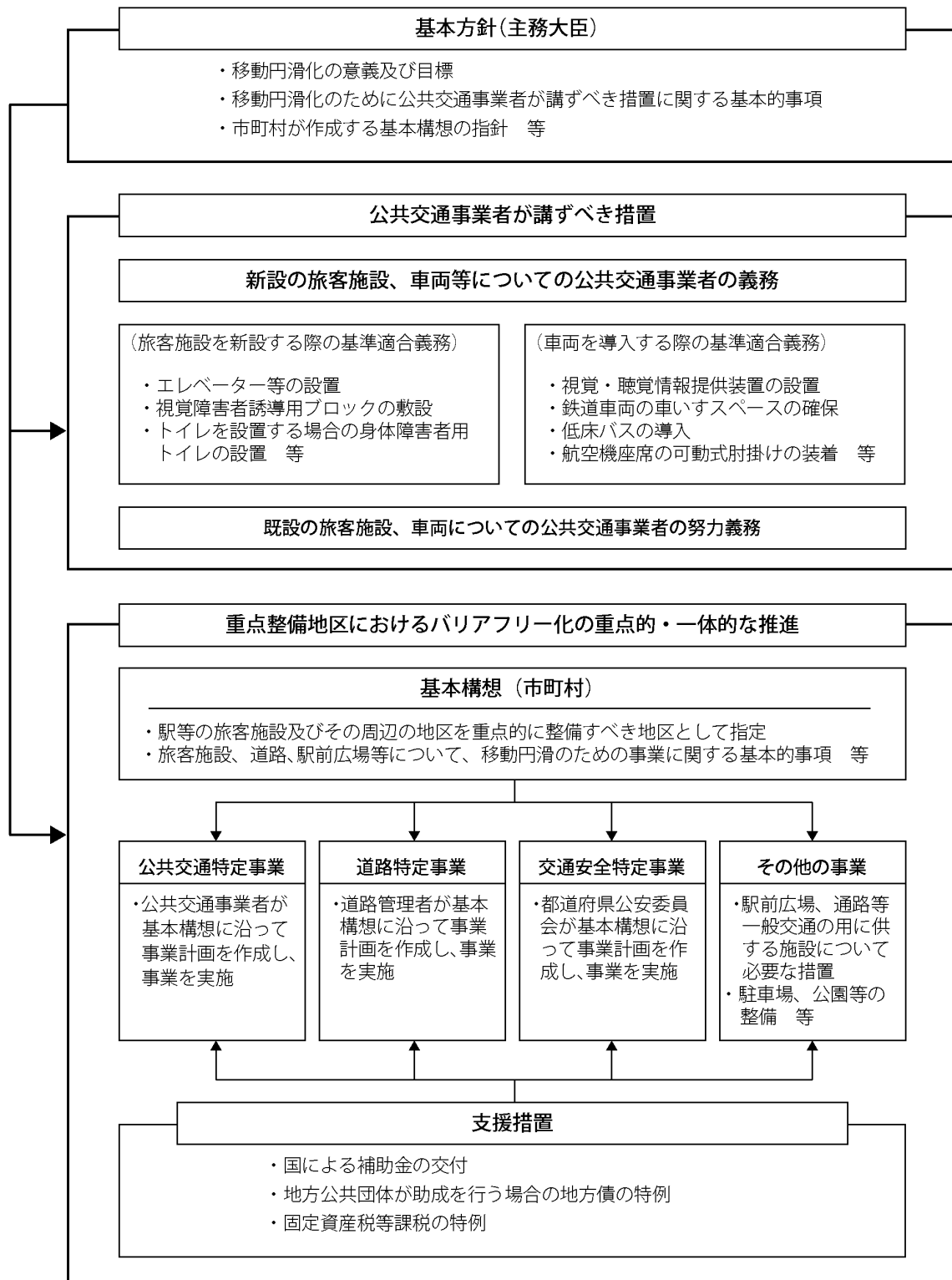
1.1 交通バリアフリー法の概要

急速な高齢化の進展による本格的な高齢社会の到来と、障害のある人と障害のない人が同じように生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透に伴い、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活と社会生活を営むことができる環境の整備が求められている。

このような中、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月公布）」（通称「交通バリアフリー法」）が施行された。

この交通バリアフリー法では、公共交通事業者に対し、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改良、車両等の新規導入の際、バリアフリー化を義務付けている。また、市町村が一定規模の旅客施設を中心とした地区において基本構想を作成し、この基本構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、都道府県公安委員会等が、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することとしている。

図 1-1 交通バリアフリー法の仕組み



出典)「安心して移動できる社会を目指して 交通バリアフリー法の解説」

(国土交通省・警察庁・総務省)

1.2 交通バリアフリー基本構想の策定について

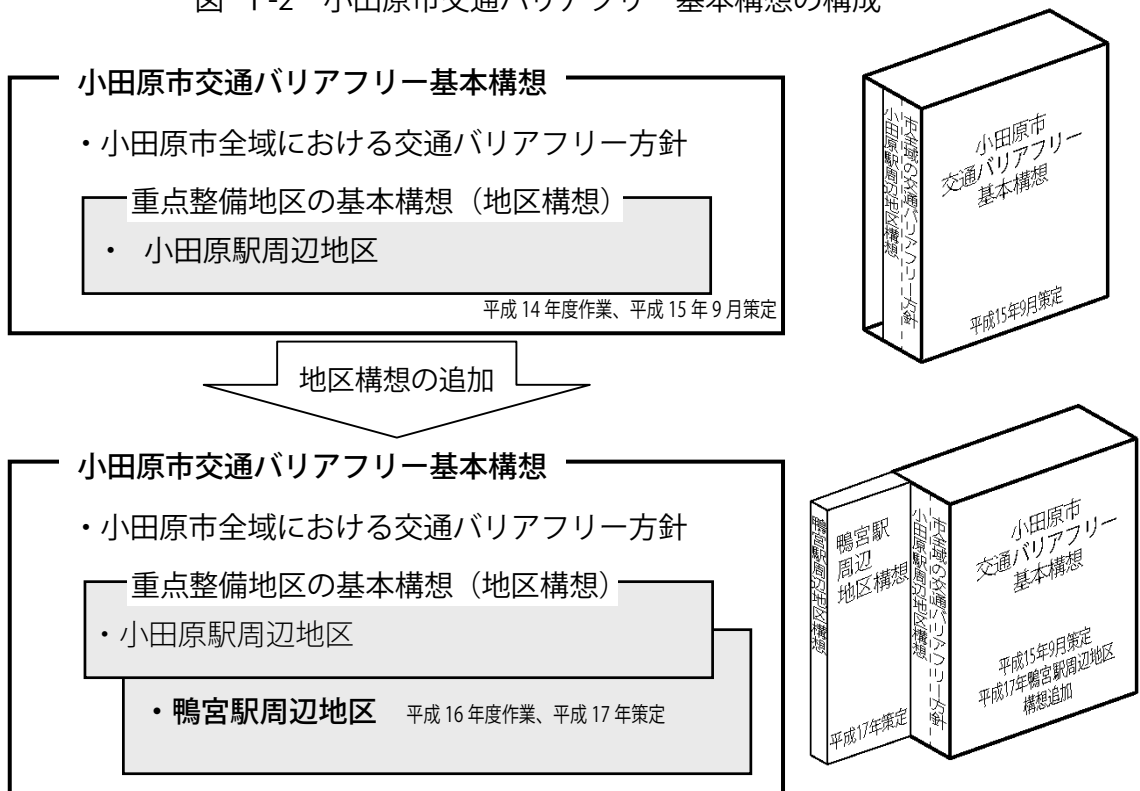
(1) 検討の目的

小田原市では、交通バリアフリー法が施行されたことを受け、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、平成15年9月に「小田原市交通バリアフリー基本構想」を策定した。

この基本構想では、本市の総合計画において「広域交流拠点」として位置づけられている小田原駅周辺地区を第一の重点整備地区に設定し、小田原駅及びその周辺道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための「重点整備地区の基本構想」（地区構想）を策定するとともに、市内全体における交通のバリアフリー化を推進するための方針を示した。

今回は、この「小田原市交通バリアフリー基本構想」を踏まえ、第二の重点整備地区として、本市の総合計画において広域交流拠点に次ぐ「副次拠点」となっている鴨宮駅周辺地区を位置づけ、交通バリアフリー法に基づく「地区構想」を策定し、鴨宮駅及びその周辺道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化の実現を図ることを目的とする。

図 1-2 小田原市交通バリアフリー基本構想の構成

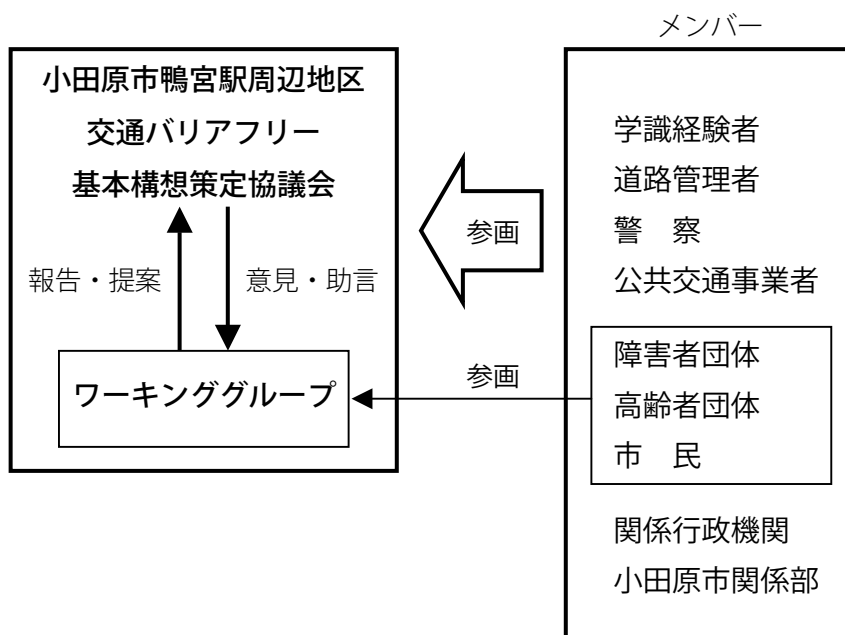


(2) 策定体制

基本構想の策定体制は、次のとおりである。

- ① 鴨宮駅周辺地区における交通バリアフリー基本構想を策定するため、学識経験者、道路管理者、警察、公共交通事業者、高齢者・障害者等団体、市民などから構成される「小田原市鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会」を設置する。
- ② 協議会の下部組織として、実質的な基本構想の素案づくりを行うため、高齢者、身体障害者、地域住民などの参加による「ワーキンググループ」を設置する。ワーキンググループにおいて基本構想策定のために検討した事項を協議会へ報告・提案し、協議会の意見・助言等を受けるものとする。

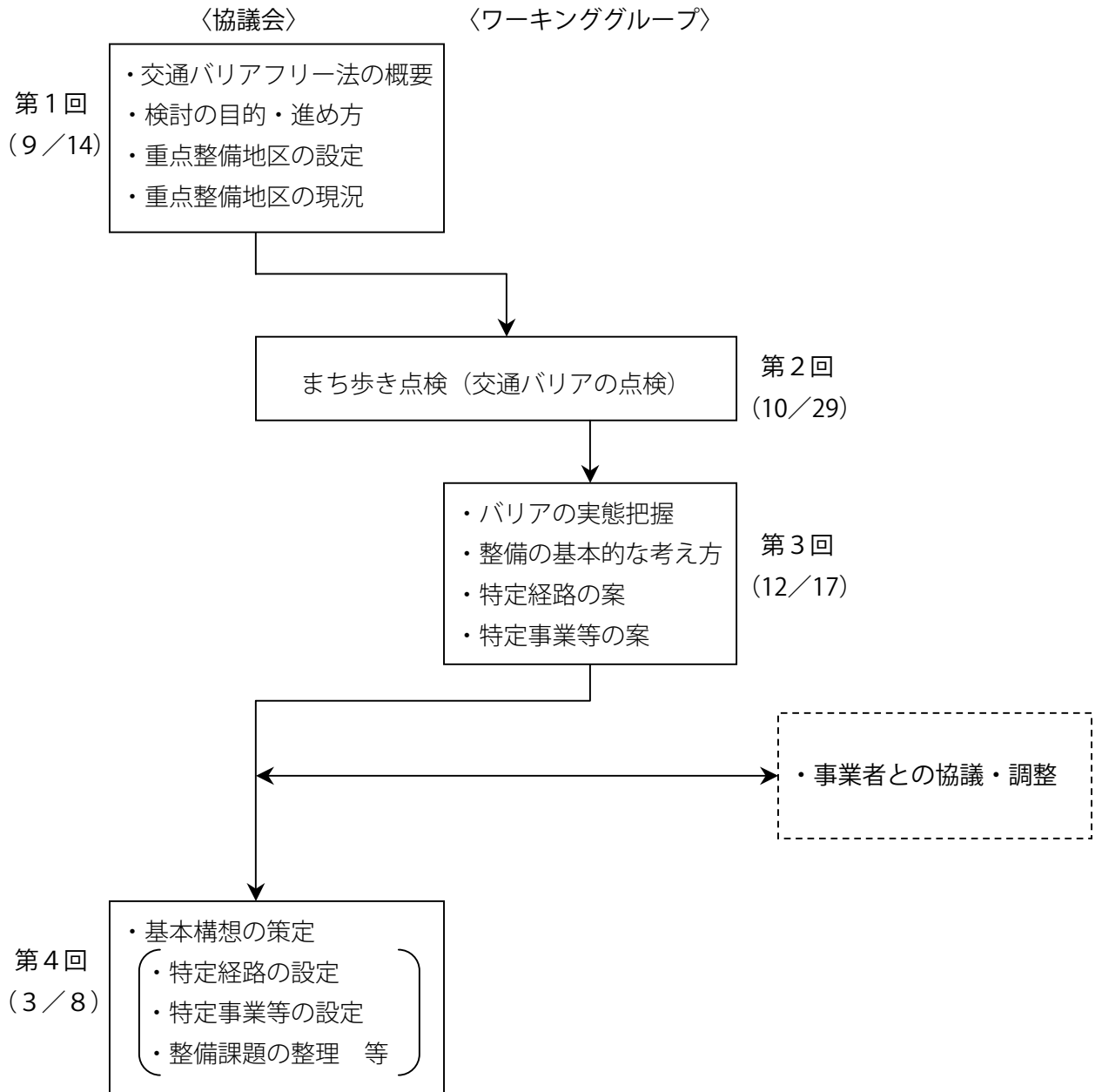
図 1-3 基本構想の策定体制



(3) 検討スケジュール

基本構想策定の検討スケジュールは、概ね次のとおりである。

図 1-4 検討スケジュール



第2章 重点整備地区の選定

2.1 重点整備地区設定の意義

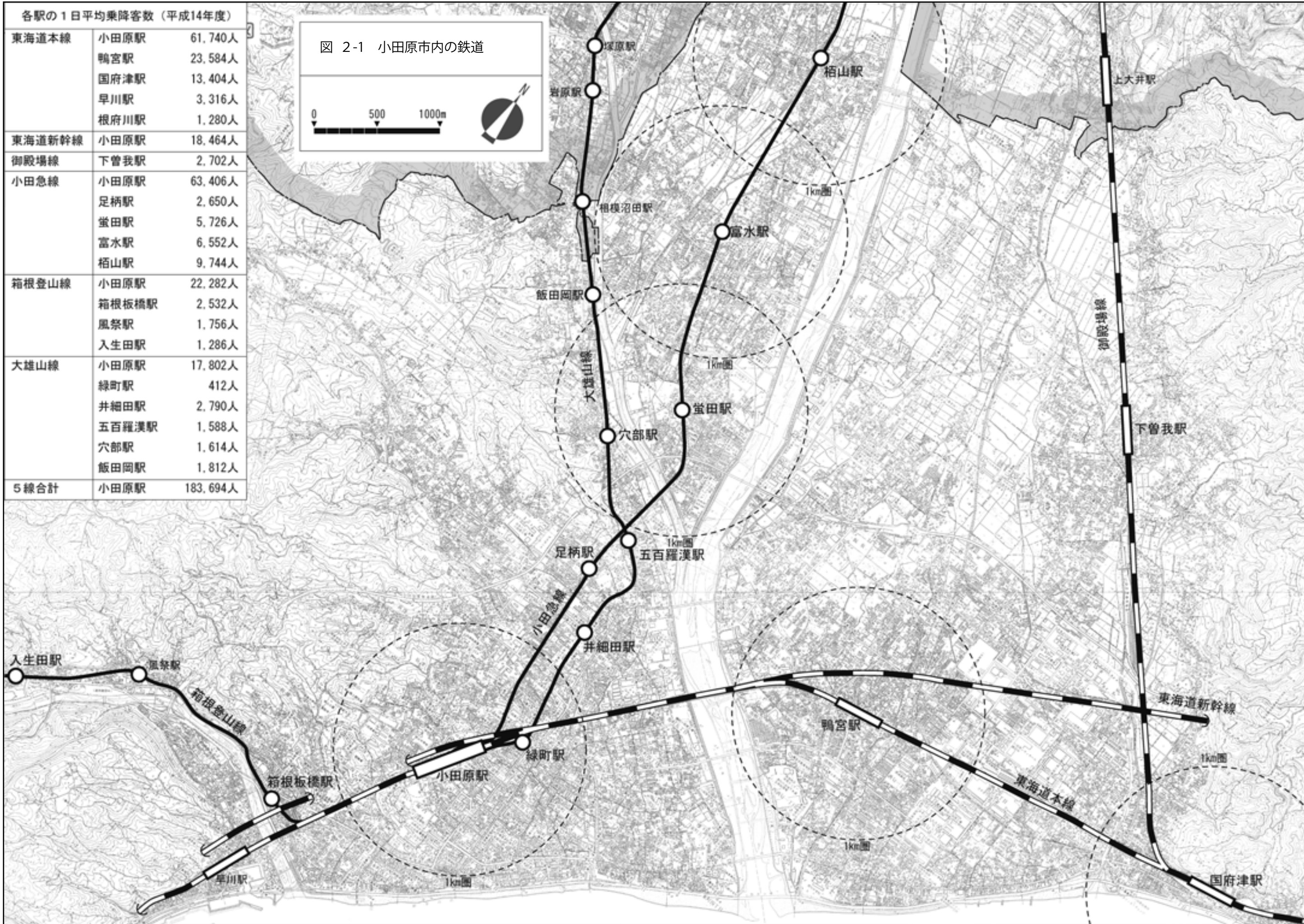
交通バリアフリー法に基づく基本構想は、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区における旅客施設、周辺の道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することを目的としている。それらのバリアフリー化の推進には、公共交通事業者、道路管理者、県公安委員会など関係者が多岐にわたることから、各々のバリアフリー化に向けた取り組みについて、整合を図り、効果的に整備を実現していくため、重点整備地区を定めるものとされている。

そこで、平成15年9月策定の「小田原駅周辺地区」を重点整備地区とした「小田原市交通バリアフリー基本構想」に続き、本市の総合計画である「ビジョン21おだわら」において「副次拠点」として位置づけられている「鴨宮駅周辺地区」を第二の重点整備地区として選定し、交通バリアフリー法に基づく「地区構想」を策定することにより、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化をより一層推進するものとする。

2.2 鴨宮駅周辺地区の選定理由

交通バリアフリー法に基づく基本構想は、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅を中心とする徒歩圏（重点整備地区）を対象に策定することができる。小田原市内にある1日の利用者数が5,000人以上の鉄道駅は、すでに地区構想を策定している小田原駅を除くと、鴨宮駅、国府津駅、栢山駅、富水駅、蛸田駅の5駅がある（図2-1参照）。

前述の小田原市内にある1日の利用者数が5,000人以上の鉄道5駅の中から、鴨宮駅周辺地区を小田原駅周辺地区に次ぐ第二の重点整備地区として選定する理由は、次に示すとおりである。



＜鴨宮駅周辺地区・重点整備地区の選定理由＞

- 1) 鴨宮駅は、乗降客数が 23,584 人で、市内では小田原駅に次いで多くなっている（図 2-1 参照）。また、南口駅前広場からは路線バスが発着しており、公共交通の結節点となっている。
- 2) 鴨宮駅周辺には、公共施設、福祉施設等が多く立地し、その集積度は、市内の他の駅周辺と比較すると、小田原駅周辺に次いで 2 番目である（表 2-1 参照）。
- 3) 鴨宮駅周辺は、本市の総合計画において「副次拠点」と位置付けられており、川東南部地域の住民の利便性を向上させるため、拠点機能の形成が求められている。
- 4) 鴨宮駅は、改札口がホームの上にある橋上駅の形式であり、駅と一体となっている自由通路を含め、階段を利用した移動経路のみであることから、昇降施設の設置に関して市民や利用者から強い要望が出ている。
- 5) 鴨宮駅は、「交通バリアフリー化に関するアンケート調査（平成 14 年 3 月実施）」において、小田原駅に次いでバリアフリー化の要望が多い駅となっている（図 2-2 参照）。
- 6) 鴨宮駅のバリアフリー化については、策定済みである「小田原駅周辺地区」における交通バリアフリー基本構想策定の取り組みにおいても、優先的な取り組みの必要性が指摘され、小田原駅周辺地区に次ぐ重点整備地区の指定に関して意見が出されている。

表 2-1 6 駅の現況調査結果の一覧表

調査項目	小田原駅	鴨宮駅	国府津駅	栢山駅	富水駅	蛭田駅
① 駅の利用状況						
駅利用者数 ^{※1} (人/日)	183,694	23,584	13,404	9,744	6,552	5,726
居住者数 ^{※2} (人)	17,590	20,220	6,750	10,140	13,910	15,580
高齢者数 ^{※3} (人)	4,180	3,090	1,140	1,550	2,170	2,500
身体障害者数 ^{※4} (人)	560	390	170	210	360	380
バス運行回数 ^{※5} (回/日)	604	53.5	257.5	5.0	—	—
② 主要施設の分布状況 ^{※6}						
公共施設 (箇所)	20	6	2	2	4	2
福祉施設 (箇所)	2	3	1	0	0	2
医療施設 (箇所)	6	1	1	0	0	0
商業集客施設等(箇所)	9	9	0	3	2	2
③ 駅施設の整備状況 ^{※7}						
高低差の解消	○ (エレベーター)	×	×	○ (スロープ)	○ (リフト)	○ (スロープ)
視覚障害者誘導用 ブロックの設置	○	○	○	○	○	○
サイン・運行情報 表示装置の設置	○	○	○	○	○	○
点字・音による案内	○	○	○	○	○	○
障害者対応券売機 の設置	○ (点字・音声)	○ (点字・音声)	○ (点字・音声)	△ (点字)	△ (点字)	△ (点字)
車いす対応トイレ の設置	○	×	×	○	×	○

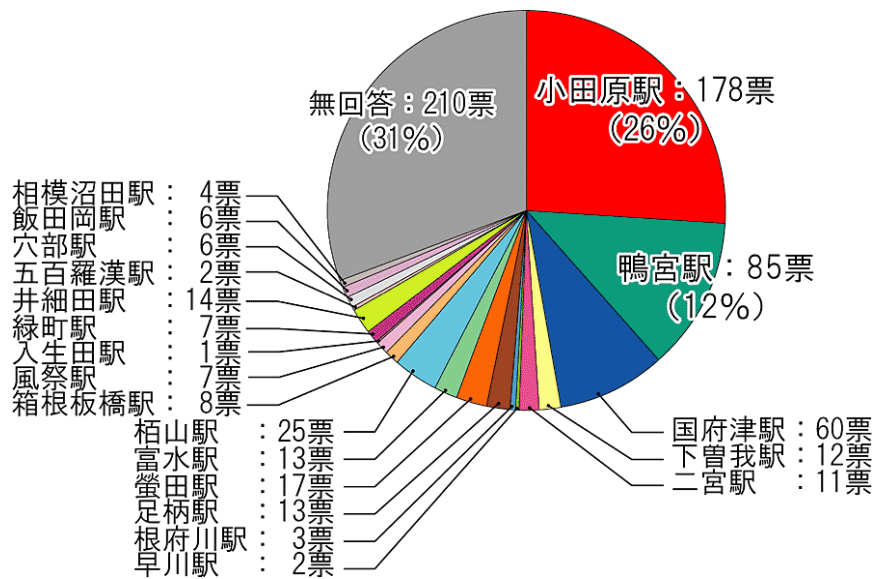
- 資料) ※1 平成 14 年度、交通関係資料集 (神奈川県鉄道輸送力増強促進会議作成)
 ※2 平成 14 年 5 月 1 日現在、字別世帯人口集計表
 ※3 平成 13 年 11 月現在、小田原市介護保険における第 1 号被保険者及び要介護認定被保険者等の地域別分布状況
 ※4 平成 14 年 4 月 1 日現在、身体障害者統計表
 ※5 平成 14 年 4 月現在、バス時刻表を基に市直営による調査
 ※6 平成 14 年 4 月現在、市直営による調査
 ※7 平成 14 年 4 月現在、市直営による調査

図 2-2 交通バリアフリー化に関するアンケート調査 (抜粋)

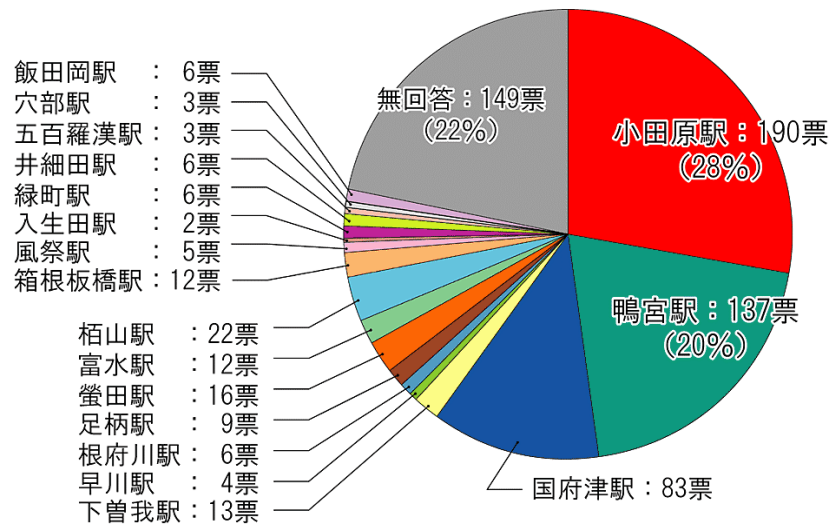
【アンケート調査の概要】

対 象 者：小田原市内居住の身体障害者手帳所持者 500 人（無作為抽出）
 （肢体障害者 300 人、内部障害者 100 人、聴覚障害者 50 人、視覚障害者 50 人）
 実施時期：平成 14 年 3 月
 実施方法：郵送配布、返信封筒による回収
 実施主体：小田原市都市総務課、障害福祉課
 回 收 率：228 票回収、回収率 45.6%

【よく利用する駅】



【バリアフリー化すべき駅】



第3章 重点整備地区の基本構想

3.1 重点整備地区の概況

重点整備地区に選定した鴨宮駅周辺地区の概況は、以下に示すとおりである（P13、15、図 3-1、3-2 参照）。

（1）駅の利用状況及び施設の状況

鴨宮駅は、JR 東海道本線が乗り入れ、1 日当たり約 23,584 人の駅利用者があり、駅前からは 6 系統の路線バスが発着している。

鴨宮駅の施設の状況は、橋上型の駅舎となっており、その橋上駅舎と一体となった南北自由通路が整備されている。改札内及び自由通路とも高低差の処理は階段のみとなっておりエレベーター、エスカレーターは設置されていない。

また、南口には駅前広場が整備されており、バス乗降場、タクシー乗降場、タクシープール、一般車乗降場が配置されている。北口は駅前空間を利用して、一般車等の回転スペースと一般車駐車場及びタクシー乗降場・待機スペースが確保されている。

（2）駅周辺の施設分布

鴨宮駅の北側には、商店街が形成されている他、駅からはやや離れているが川東タウンセンターマロニエや小田原東郵便局といった公共施設とともに大規模ショッピングセンターが立地している。

また、南側には、下水道コミュニティホールかるがもや保健センター・生きがいふれあいセンターいそしぎ及びかもめ図書館といった公共施設が立地している。

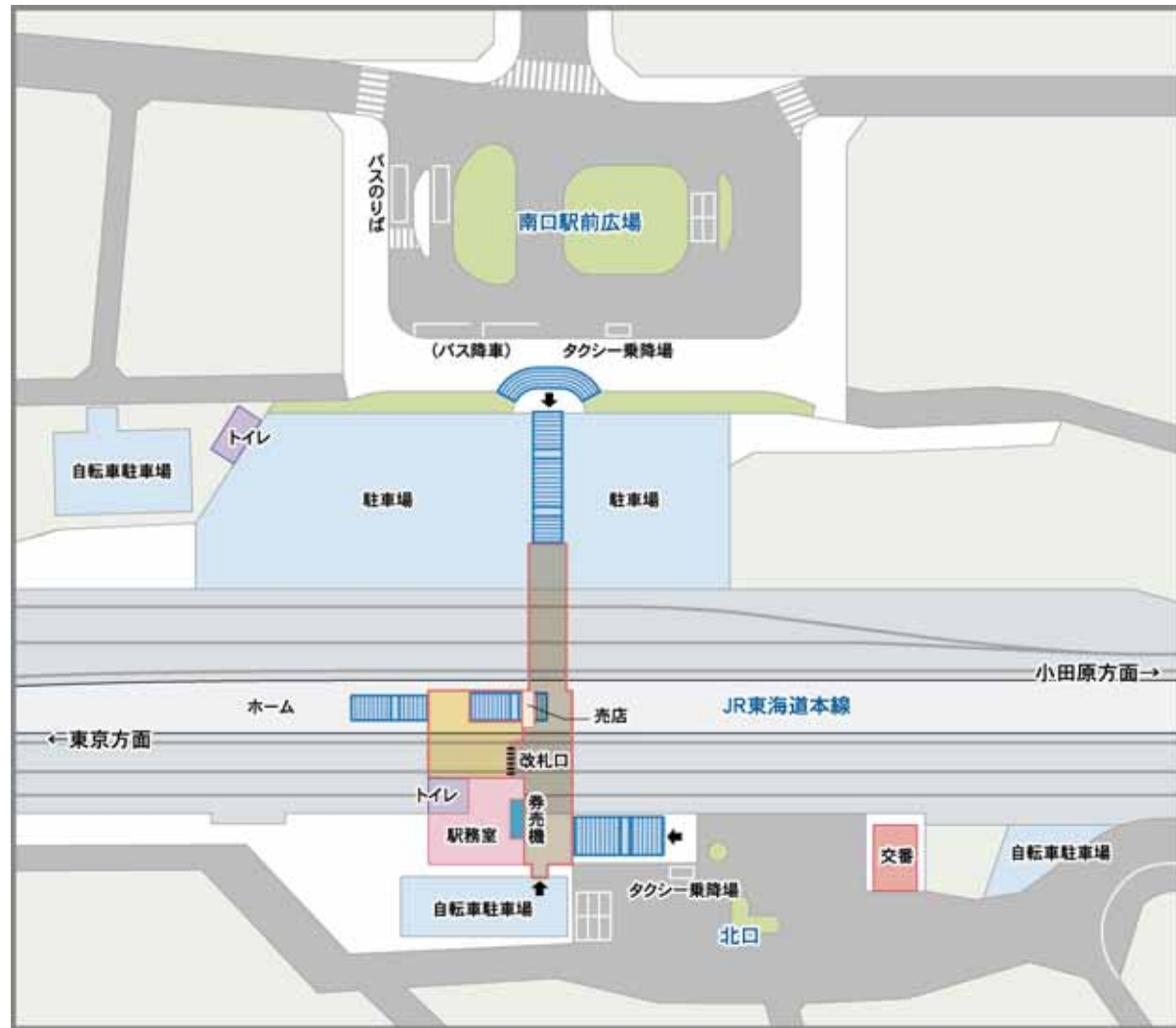
（3）歩道等の整備状況

駅南側周辺の主要な道路には、歩道が設置されている。

駅北側は、主要な幹線道路である市道 0051（通称：巡礼街道）には歩道が整備されているが、商店街をとる道路には歩道が整備されていない。

図 3-1 鴨宮駅の現況

1日駅利用者数 23,584人



1. 移動のしやすさ	1) 高低差	・橋上駅のため、北口・南口～改札口、改札口～ホームに高低差があり、階段がある。 ・階段には手すりが設置されている。
	2) 線状ブロック	・出入口～改札口～ホームに連続して敷設されている。
2. 案内情報のわかりやすさ	1) サイン	・誘導サイン、位置サインが設置されている。
	2) 運行案内	・列車の運行状況を知らせる情報表示装置が改札口に設置されている。
	3) 点字による案内	・階段の手すりに行き先が点字により表示されている。 ・券売機に点字運賃表が設置されている。
	4) 音声・音響案内	・改札口の位置を示す音響案内が設置されている。
3. 施設設備の使いやすさ	1) 券売機	・ボタン付近に点字が貼付されている。 ・音声の解説によりテンキーで操作できる券売機がある。
	2) トイレ	・男女別のトイレが設置されている。 ・手すりの設置された便器がある。
	3) ベンチ等	・ホーム及びコンコースにベンチが設置されている。
4. 安全の確保等		・ホーム端に点状ブロックが設置されている。 ・非常停止ボタンが設置されている。

〈現況写真〉



- ・駅舎の全景
- ・橋上駅、ホームは1つ
- ・南北両側に出入口がある



- ・北口側
- ・タクシー乗り場がある



- ・北口の階段
- ・両側に手すりがある、点字で行き先が表示されている



- ・南口側



- ・南口駅前広場
- ・タクシー乗り場がある



- ・南口駅前広場
- ・バス乗降場がある



- ・南口の階段
- ・両側に手すりがある、点字で行き先が表示されている



- ・ラチ外コンコース
- ・線状ブロックが敷設されている



- ・改札、拡幅改札口がある
- ・音響案内が設置されている
- ・可変式情報表示装置がある



- ・ラチ内コンコース
- ・線状ブロックが敷設されている
- ・男女別トイレがある

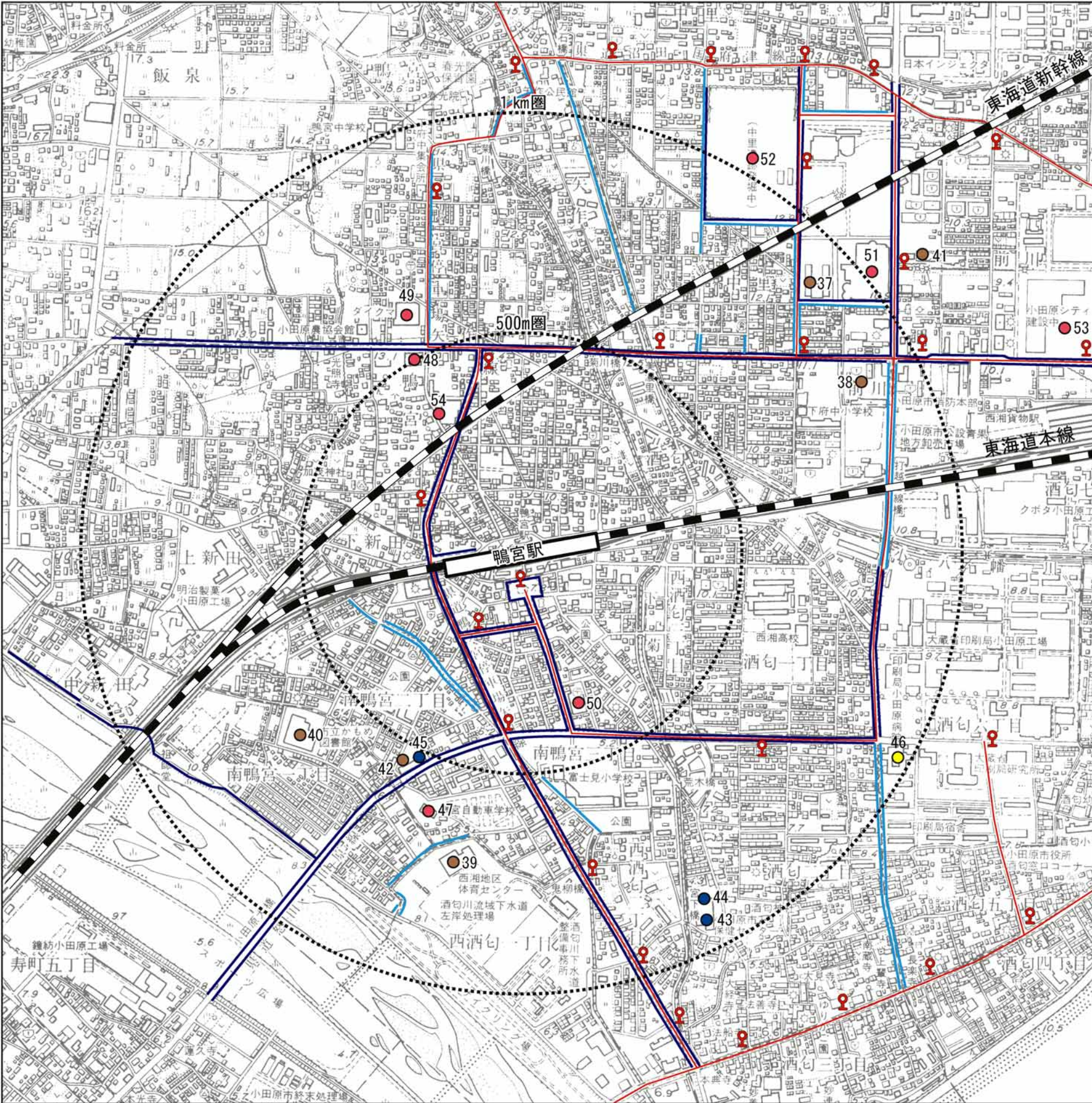


- ・ホームへの階段
- ・両側に手すりがある、点字で行き先が表示されている



- ・ホーム、端部に点状ブロックが敷設されている
- ・非常停止ボタンがある

図 3-2 鴨宮駅周辺の現況



駅利用者数：23,584人/日		
1 km 圏域の施設	● 公共施設	37. 川東タウンセンターマロニエ (21) 38. 消防本部 39. 西湘地区体育センター 40. かもめ図書館 (16) 41. 小田原東郵便局 (1) 42. 下水道コミュニティホールかるがも (1)
	● 福祉施設	43. 保健センター (6) 44. 生きがいふれあいセンターいそしぎ (4) 45. 鴨宮ケアセンター・歯科二次診療所
	● 医療施設	46. 印刷局小田原病院
	● 商業・集客施設等	47. 鴨宮自動車学校 48. グルメシティ鴨宮 49. ヤマダ電機鴨宮店 (6) 50. ヨークマート鴨宮店 (8) 51. イトーヨーカドー小田原店 (91) 52. ロビンソン百貨店小田原 (80) 53. 小田原シティモールクレッセ (70) 54. ハヤミネストア鴨宮店 (6)
施設名称の後に示した () 内の数字は、「交通バリアフリー化に関するアンケート調査」(平成14年3月実施)において「よく利用する施設」として回答された件数を示している。		
歩道	幅員2.5m以上	
	幅員2.5m未満	
バス	♀ 6系統, 運行回数: 53.5回/日 主な行き先: 小田原駅, 国府津駅	
	1 km 圏域の人口	
居住者数	20,220人	
高齢者数	3,090人	
身体障害者数	390人	
0 100 500m 1:10,000		

3.2 基本的な方針

鴨宮駅周辺地区には多くの公共施設や商業施設等が集積しており、それらの施設について、様々な立場の方々が利用している。そこで、交通バリアフリー法に基づき、高齢者、身体障害者、妊産婦、けが人など、誰もが安全で、安心して、快適に活動できるまちづくりを目指す。

また、鴨宮駅周辺地区の概況を踏まえ、鴨宮駅周辺地区の交通バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための目標と基本方針を次のように設定する。

(1) バリアフリー化の目標

だれもが安全、安心、快適に活動できるまちの形成

(2) バリアフリー化の基本方針

1) 誰もが利用しやすい駅及び駅前広場の整備

鴨宮駅は橋上駅舎で、南口、北口の駅前広場とは自由通路で結ばれており、ホーム～改札口～駅前広場の間には高低差があるうえ、階段を経由する移動経路のみであることから、高低差の解消を図るとともに、駅施設やバス・タクシー乗り場を改善し、誰もが利用しやすい駅及び駅前広場として整備する。

2) 駅から周辺の主要な施設までの連続したバリアフリー歩行空間の確保

鴨宮駅周辺にある主要な施設について、誰もが駅から施設まで円滑に移動できるように、連続したバリアフリー歩行空間の確保を図る。

また、駅周辺の商店街など、沿道に商業施設が集積する道路の歩道についても、合わせてバリアフリー化を推進する。

3) 川東大規模集客施設集積地区への交通のバリアフリー化

鴨宮駅から、川東タウンセンターマロニエ、小田原東郵便局が立地する川東大規模集客施設集積地区までの移動については、バリアフリー歩行空間を確保するとともに、既存のバス交通についても、誰もが円滑に利用できるように、車両、乗降場、案内設備等のバリアフリー化を推進する。

3.3 主要な施設及び歩行経路の設定

高齢者や身体障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設のうち、鴨宮駅から徒歩圏内（概ね 500m～1 km 以内）にある施設（利用者が駅から徒歩により利用する施設）を主要な施設として抽出するとともに、鴨宮駅からその施設へ至る歩行経路を設定する。

なお、歩行経路は、高齢者や身体障害者等の日常的な利用に配慮したうえで、各施設に対し1ルート以上を確保することとする。また、沿道に商業施設などが立地し、日常的な利用が多い道路についても歩行経路に含めるものとする。

鴨宮駅周辺地区の主要な施設及び歩行経路は、次に示すとおりである。

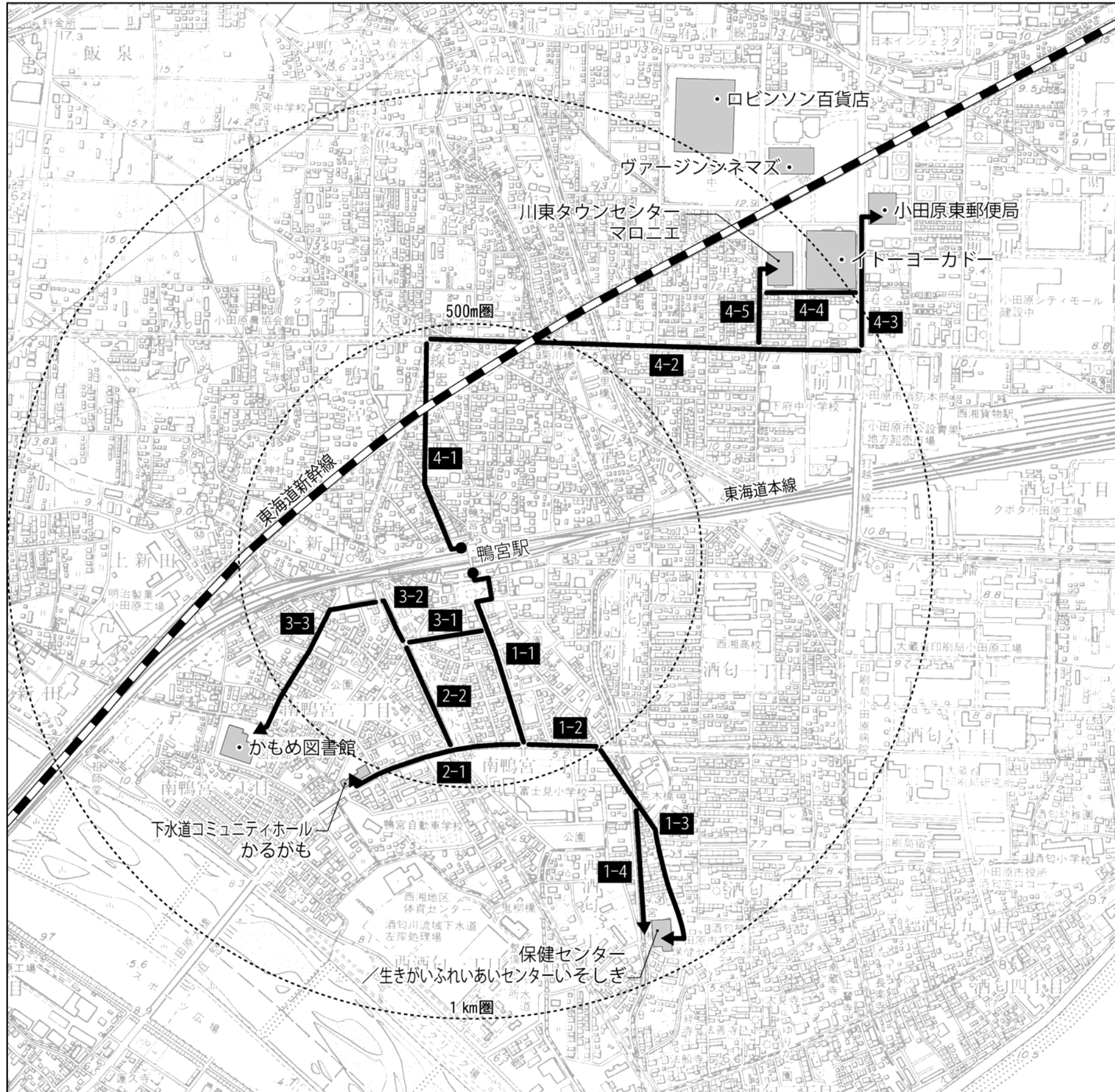


図 3-3 主要な施設及び歩行経路

- 主要な施設
- 駅と主要な施設を結ぶ歩行経路

【経路1：鴨宮駅から保健センター／生きがいふれあいセンターいそしぎへ至る経路】

- 経路1-1 市道0055
- 経路1-2 市道0053
- 経路1-3 市道4103・0056
- 経路1-4 下菊川沿い通路

【経路2：鴨宮駅から経路1（または経路3）を経由し下水道コミュニティホールかるがもへ至る経路】

- 経路2-1 市道0053、県道怒田開成小田原線
 - 経路2-2 県道鴨ノ宮停車場線
- (経路2-2は沿道に商業施設などが立地していることから日常的な利用を考慮し設定した)

【経路3：鴨宮駅から経路1を経由しかもめ図書館へ至る経路】

- 経路3-1 市道0054
- 経路3-2 県道鴨ノ宮停車場線
- 経路3-3 市道4148・4132

【経路4：鴨宮駅から川東タウンセンターマロニエ、小田原東郵便局など川東大規模集客施設集積地区へ至る経路】

- 経路4-1 市道4203・4200、県道鴨ノ宮停車場矢作線
- 経路4-2 市道0051
- 経路4-3 市道0059
- 経路4-4 市道4252
- 経路4-5 市道4326



3.4 重点整備地区の現状と課題

重点整備地区の現状と課題について、まちあるき点検を行ったワークショップにおける参加者の意見を踏まえ、駅、駅前広場、歩行経路別に整理し、以下に示す。

位置	現状・問題点	整備課題
鴨宮駅	<ul style="list-style-type: none"> 橋上駅舎のため出入口～改札口～ホームの間に高低差があるが、階段のみである。 トイレの入口に段差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 トイレの改善
南口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> バス乗降場、タクシー乗降場へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。 駅周辺の案内図が設置されていない。 バス乗り場の時刻表にノンステップの時刻が表示されていない。 ベンチ等の休憩施設がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置 駅周辺案内図の設置 バス乗り場時刻表の改善 ベンチ等休憩施設の設置
北口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> 駐車車両が歩行の障害となる。 トイレの入口に段差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車車両の取締りの強化 トイレの改善
経路1-1 市道0055	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の舗装が破損している箇所がある。 歩道上に商品、看板等、通行の障害になるものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の適切な維持・修繕 歩道上の障害物の移動・撤去
経路1-2 市道0053	<ul style="list-style-type: none"> 歩車道境界の段差が大きい。 電柱・信号柱により歩道幅員が狭められている。 歩行者用信号の青時間がやや短い。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差の改善 歩道の有効幅員の確保 歩行者用信号の適切な青時間の確保
経路1-3 市道4103・0056	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が設置されていない。 排水溝のグレーチングの溝が粗い。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な歩行空間の確保 排水溝のふたの改善
経路1-4 下菊川沿い通路	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者専用となっている。 舗装がされていない。 保健センター・いそしぎとの間に段差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 路面の平坦性の確保 保健センター・いそしぎとの段差の解消

位 置	現状・問題点	整備課題
経路 2 - 1 市道 0053、 県道怒田開成小田原 線	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配が急な箇所がある。 歩道の切り下げが多く、起伏が激しい。 歩道の横断勾配がきつく、車いすが通行する平坦部が狭い。 排水溝のグレーチングの溝が粗い。 視覚障害者誘導用ブロックが破損している箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配の改善 排水溝のふたの改善 視覚障害者誘導用ブロックの補修
経路 2 - 2 県道鴨ノ宮停車場線	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の舗装が破損している箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の適切な維持・修繕
経路 3 - 1 市道 0054	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の周囲の歩道が樹木の根の成長により盛り上がっている。 排水溝のふたの穴に車いすの前輪や杖等がはまり危険である。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の平坦性の確保 排水溝のふたの改善
経路 3 - 2 県道鴨ノ宮停車場線	<ul style="list-style-type: none"> 排水溝のふたの穴に車いすの前輪や杖等がはまり危険である。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水溝のふたの改善
経路 3 - 3 市道 4148・4132	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な歩行空間の確保
経路 4 - 1 市道 4203・4200、 県道鴨ノ宮停車場矢 作線	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配が急な箇所がある。 市道は歩道が設置されていない。 排水溝のふたの穴に車いすの前輪や杖等がはまり危険である。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配の改善 安全な歩行空間の確保（市道部分） 排水溝のふたの改善
経路 4 - 2 市道 0051	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置が不適切な箇所がある。 歩道上の商品陳列、看板が通行の障害となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 歩道上の障害物の移動・撤去
経路 4 - 3 市道 0059	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道手前に車いすが止まる平坦部がない。 バス停留所において車いすの乗降がしづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の横断歩道接続部における平坦部の確保 バス停留所の乗降スペースの改善
経路 4 - 4 市道 4252	<ul style="list-style-type: none"> マロニエ南西側の交差点に信号機が設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号機の設置
経路 4 - 5 市道 4326	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの配置が不適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの配置の改善

3.5 重点整備地区の区域の設定

(1) 区域設定の方針

重点整備地区の区域は、鴨宮駅から徒歩圏内（500m～1km 圏）で、主要な施設及び鴨宮駅とその主要な施設を結ぶ歩行経路を含む範囲を設定する。

(2) 重点整備地区の区域

鴨宮駅周辺地区における重点整備地区の区域は、鴨宮駅を中心とした徒歩圏内で、川東タウンセンターマロニエ、大規模ショッピングセンター、小田原東郵便局、保健センター・生きがいふれあいセンターいそしぎ、下水道コミュニティホールからも、かもめ図書館などを含む範囲（約89.3ha）を設定する。

【参考：重点整備地区の要件等】

●重点整備地区の要件（交通バリアフリー法 第2条7）

特定旅客施設を中心として設定される次の要件に該当する地区

- ・ 特定旅客施設から徒歩で移動できる範囲
- ・ 高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等を含む地区
- ・ バリアフリー化の事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- ・ バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

●重点整備地区設定の留意事項（移動円滑化の促進に関する基本方針 三・2・(2)）

《基本的な考え方》

高齢者、身体障害者等の徒歩又は車いすによる移動の状況、土地利用や諸機能の集積の実態及び将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取り組みが可能となるような地区とすることが必要である。

《重点整備地区の範囲》

重点整備地区は、特定旅客施設からの徒歩圏内であることを要件としており、特定旅客施設からおおむね500mから1km以内の範囲であると想定されるが、具体的な区域の設定は、高齢者、身体障害者等の特定旅客施設からの移動の状況、施設の分布状況等、地域の実情に応じて判断する必要がある。

《重点整備地区の境界》

重点整備地区の境界は、できる限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3.6 特定経路・準特定経路・その他経路の設定

鴨宮駅と主要な施設を結ぶ歩行経路について、その経路の現状及び交通バリアフリー法に基づく道路構造基準を勘案して、以下に示す特定経路・準特定経路・その他経路に分類し、設定する。

【特定経路】

特定経路は、鴨宮駅と主要な施設を結ぶ歩行経路のうち、平成 22 年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に適合した整備を実施する経路とする。

【準特定経路】

準特定経路は、鴨宮駅と主要な施設を結ぶ歩行経路のうち、道路構造、整備実現性等により特定経路としての整備が困難な経路で、平成 22 年までに可能な限り交通バリアフリー法に基づく基準等に適合した整備を実施する経路とする。

【その他経路】

その他経路は、上記以外の歩行経路で、特定経路及び準特定経路のネットワークを補完するため、平成 22 年までにバリアフリー化の整備に努める経路とする。

【参考：特定経路の条件】

- ・ 特定経路は、特定旅客施設と高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設等との間の、移動が通常徒歩により行われる経路
- ・ 道路特定事業は、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」等に適合するよう実施されなければならない。

●交通バリアフリー法に基づく道路構造基準

- ・ 歩道（自転車歩行者道を含む）を設置
- ・ 歩道 2 m 以上、自転車歩行車道 3 m 以上の有効幅員を連続して確保
- ・ 縦断勾配は 5 % (8 %*) 以下、横断勾配は 1 % (2 %*) 以下 (*地形の状況等によりやむを得ない場合)
- ・ 舗装は平坦で、滑りにくく、水はけの良い仕上げ
- ・ 横断歩道への接続部分の段差は 2 cm を標準 等

鴨宮駅周辺地区における特定経路・準特定経路・その他経路の設定は、次に示すとおりである。

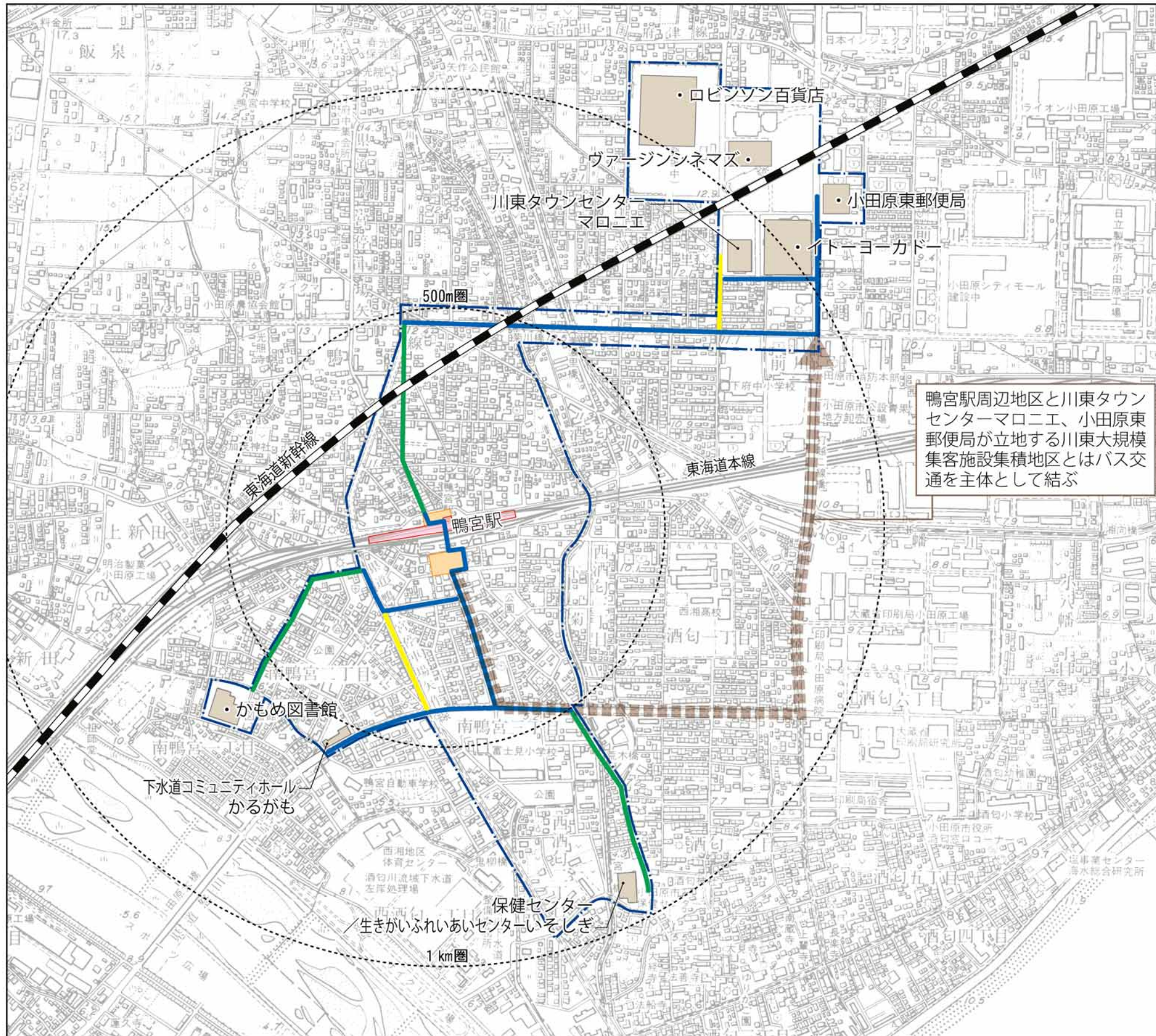
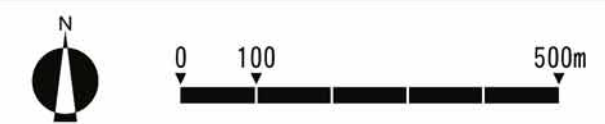


図 3-4 特定経路・準特定経路・その他経路

- 重点整備地区の区域
- 特定旅客施設 (鴨宮駅)
- 特定経路
- 準特定経路
- その他経路
- 駅前広場
- 主要な施設

鴨宮駅周辺地区と川東タウンセンターマロニエ、小田原東郵便局が立地する川東大規模集客施設集積地区とはバス交通を主体として結ぶ



3.7 バリアフリー化の事業内容

重点整備地区におけるバリアフリー化の事業（特定事業）は、高齢者、身体障害者等の円滑な移動の経路を確保するための事業であり、特定旅客施設等に関する公共交通特定事業、道路等に関する道路特定事業、信号機等に関する交通安全特定事業、その他の事業に分類される。

これらの事業については、基本構想の内容に即して、各事業者が計画を作成し、行政、事業者が一体となって事業の推進を図る。

(1) 公共交通特定事業

公共交通特定事業は、特定旅客施設である鴨宮駅のバリアフリー化のための事業と乗合バス（特定車両）のバリアフリー化のための事業がある。

整備対象	事業内容	事業主体
鴨宮駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改札口とホームを結ぶエレベーターを設置する。 ・ 多機能トイレを設置する。 ・ 駅のサインは誰にでもわかりやすく、連続性に配慮したものに改善するように努める。 ・ 視覚障害者のための誘導用ブロックや音響案内設備等の改善に努める。 ・ 階段の踏面端部識別の改善に努める。 	東日本旅客鉄道株式会社
乗合バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低床バスの導入を推進する。 ・ 路線図や時刻表等の案内情報をわかりやすく提供する。 	箱根登山バス株式会社

(2) 道路特定事業

道路特定事業は、重点整備地区内の特定経路及び準特定経路として位置づけた歩道等においてバリアフリー化された歩行空間を確保するために実施する事業である。

整備対象	事業内容	事業主体
特定経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の勾配、路面の凹凸等を改善し、平坦性を確保する。 ・ 歩道と車道の接続部の段差を改善する。 ・ 横断歩道に接続する歩道には、車いす使用者が滞留できるスペースをできるだけ確保する。 ・ 歩行の障害となる排水溝のグレーチングや溝ふたは網目や穴の小さいものを採用する。 ・ 歩道上の電柱等の占用物が通行の支障になる場合は、占用物の移設等について協力要請をし、できる限り広い有効幅員の確保に努める。 ・ バス停留所の歩道は、高齢者、身体障害者等が低床バスに円滑に乗降できる構造（乗降の介助方法に合わせた構造）とする。 ・ 交差点等において、主要な施設等の位置や方向等の情報をわかりやすく提供する案内標識を整備する。 ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、利用者の動線を考慮して敷設する。 	神奈川県（道路管理者） 小田原市（道路管理者） 公共施設等管理者
準特定経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間と車が通行する部分で舗装の色を変えるなど視覚的な区分を行い、安全な歩行者の通行を確保する。 ・ 歩行の障害となる排水溝のグレーチングや溝ふたは網目や穴の小さいものを採用する。 ・ 交差点等において、主要施設等の位置や方向等の情報をわかりやすく提供する案内標識を整備する。 	小田原市（道路管理者） 公共施設等管理者

(3) 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、特定経路におけるバリアフリー化のために必要な信号機等の設置に関する事業及び違法駐車行為の防止のための事業である。

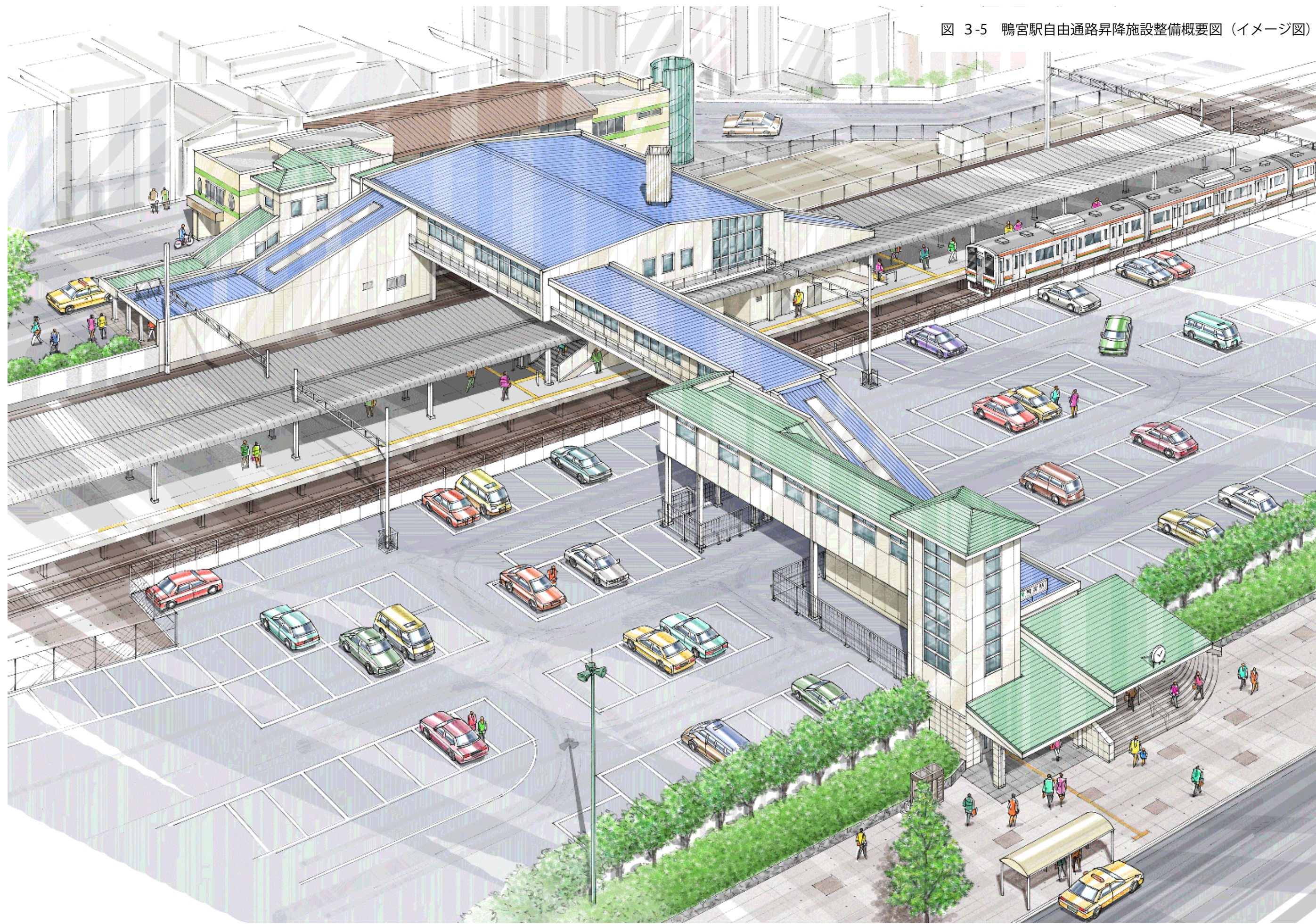
整備対象	事業内容	事業主体
特定経路	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制を実施する。 標識・標示の視認性を確保する。 音響式信号機等を設置する。 違法駐車取締りを強化する。 違法駐車防止に対する広報・啓発活動の推進を図る。 	神奈川県公安委員会

(4) その他の事業

その他の事業は、駅前広場及び通路等のバリアフリー化のための事業である。

整備対象	事業内容	事業主体
自由通路	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場と改札階を結ぶエレベーターを設置する。 	小田原市
南口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設する。 駅周辺の主要な施設の位置などを示す駅周辺案内図を設置する。 身体障害者用の駐車スペースを確保するとともに、歩道については円滑に乗降できる構造とする。 バス乗降場の歩道の段差は、低床バスの運行に対応できるようにする。 	小田原市
北口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> 安全な歩行空間を確保する。 駅周辺の主要な施設の位置などを示す駅周辺案内図を設置する。 	小田原市

図 3-5 鴨宮駅自由通路昇降施設整備概要図（イメージ図）



3.8 事業の実施に合わせ考慮すべき事項

1) 道路管理

歩道上の商品陳列や看板等の放置により歩行者の円滑な通行に支障が生じないよう、日常の点検や市民の協力により適切な管理を行う。特に、特定経路及び準特定経路については重点的な管理を行う。

2) 建築物のバリアフリー化の推進

重点整備地区の基本構想により、駅や道路等のバリアフリー化は実現することになるが、目的地となる施設自体もバリアフリー化がされていなければ、施設を利用することが困難となる。

本市においては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や「神奈川県福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物のバリアフリー化が進められてきたが、公共施設などを含め既存の建築物やその設備のバリアフリー化は十分とは言えない状況にある。

したがって、駅や道路等のバリアフリー化にあわせ、重点整備地区の区域内の建築物についてもバリアフリー化を推進していく必要がある。

特に、特定経路及び準特定経路として位置づけられた道路沿道の建築物については、出入口の段差解消や有効幅員の確保など、歩道から建築物へのアクセスについて、バリアフリー化の誘導に努めるものとする。

3) 将来のまちづくりと一体的なバリアフリー化の推進について

鴨宮駅周辺地区においては、今後も新たなまちづくりが進められることが想定されることから、居住している人や来訪する人等を問わず、安全、安心、快適に施設利用や円滑な移動ができるよう、周辺のまちづくりの動向を踏まえるとともに、まちづくりを推進するうえで、バリアフリー化を一体的に推進していくことが望まれる。

3.9 ソフト面の取り組み

高齢者、身体障害者等の移動円滑化を推進するためには、ハード面の整備とともに、ソフト面の取り組みが重要である。

1) 市民への普及・啓発

高齢者や障害を持つ人が安心して街の中を移動でき自立した日常生活を送るためには、ハード面の整備に合わせ、市民の高齢者、身体障害者等に対する理解と協力が必要である。そこで、鴨宮駅周辺地区においては集客施設等が多く立地していることから、「困っているときにどのように手助けをすればよいのか」などのバリアフリーの考えと合わせ「防犯」といったことにも配慮しながら、高齢者、身体障害者等への接し方や手助けの方法に関するパンフレットの作成、講習会・交流イベント等の開催、小中学校における教育などを行うことにより、広く市民への普及・啓発に努める。

2) 市民参画によるバリアフリーの実現

歩道がバリアフリー化されていても、歩道上の駐車や駐輪があると、歩行者の通行の障害となることから、市民一人ひとりの配慮が必要である。また、ハードの整備が十分でない場合でも、ほんの少しの手助けや気配りがハード整備を補うこともあることから、市民一人ひとりができることから始めることが重要である。

そのためには、高齢者や障害を持つ人の移動の制約となるバリアの体験や学習の場に参加したり、ボランティア活動等に積極的に参加するなど、市民一人ひとりが自発的にバリアフリーへの取り組みに努める。

3) 交通機関・公共施設等の職員教育

高齢者や身体障害者を含む多くの市民が利用する鉄道・バス・タクシーなどの交通機関や、病院・福祉施設・公共施設等においては、移動の手助けを実践するための知識や技術を身につける研修の実施など職員教育の充実を図る。

4) 事業者等のバリアフリー化への取り組み

鴨宮駅周辺地区には、公共施設のみならず業種も様々な個人商店や大型商業施設等が集積しており、居住者・来訪者を問わず安全で快適に買い物等を楽しめる環境づくりが重要である。

そのためには、歩行空間のバリアフリー整備とともに、歩行者の障害となる歩道上の商品陳列・看板設置等の解消や店舗前の自転車整理、店員による介助体制の整備を始め、利用者の立場に立ったバリアフリー化へ向けたソフト面の取り組みへの配慮に努める。

5) 情報の提供・ボランティアによる支援

高齢者、身体障害者等の安全で安心な公共交通機関を利用した移動を実現していくためには、必要な情報を適切に提供するというソフト面の対応が重要であることから、バリアフリーマップの作成等により、バリアフリー化している経路や内容等の情報を積極的に提供する。

資料 1. 交通バリアフリー基本構想策定に係る主な取組み経緯

1. 交通バリアフリー基本構想策定協議会

<協議会の目的>

鴨宮駅周辺地区における交通バリアフリー基本構想を策定するため、学識経験者、道路管理者、警察、公共交通事業者、高齢者、障害者、市民といった様々な立場の方の意見を集約した基本構想素案の策定を行うものとする。

- 平成16年 9月14日 第1回小田原市鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会
開催場所：小田原市中央公民館
内 容：交通バリアフリー法の概要
交通バリアフリー基本構想の策定について
鴨宮駅周辺地区の選定理由と現況
まちあるき点検について
- 平成16年10月29日 第2回小田原市鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会（第1回ワークショップ）
開催場所：下水道コミュニティホールかるがも
参加人員：35名
内 容：鴨宮駅周辺地区（重点整備地区）内のまちあるき点検
点検結果のグループ討議・発表
- 平成16年12月17日 第3回小田原市鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会（第2回ワークショップ）
開催場所：下水道コミュニティホールかるがも
参加人員：20名
内 容：まちあるき点検における意見の確認
交通バリアフリー基本構想の概要について
基本構想の骨子について
（区域と経路の検討／整備の基本的な考え方について）
- 平成17年 3月 8日 第4回小田原市鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会
開催場所：小田原市役所
内 容：鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（案）
・重点整備地区の区域及び経路について
・特定事業内容について

2. 法第6条第4項に定められている関係する機関との協議

(1) 公共交通事業者等

- 東日本旅客鉄道株式会社 協議成立年月日：平成17年 7月29日
- 箱根登山バス株式会社 協議成立年月日：平成17年 7月27日

(2) 道路管理者

- 神奈川県道路管理者 協議成立年月日：平成17年 7月27日
- 小田原市道路管理者 協議成立年月日：平成17年 7月19日

(3) 公安委員会

- 神奈川県公安委員会 協議成立年月日：平成17年10月13日

資料 2. 小田原市鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱・委員名簿

小田原市鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 68 号) 第 6 条に基づき鴨宮駅周辺地区における基本構想の作成等に関し必要な事項を検討するため、小田原市鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を検討し、市長に提言する。

- (1) 重点整備地区の位置及び区域に関すること。
- (2) 重点整備地区における基本構想に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、小田原市鴨宮駅周辺地区の交通バリアフリーに関する事項

(協議会の委員)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が決定し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 神奈川県公安委員会
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 高齢者団体
- (7) 障害者団体
- (8) 地元住民
- (9) 市の部長の職にある者

2 委員の任期は、決定又は任命の日から鴨宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想(素案)が策定されるまでとする。

(委員長)

第 4 条 協議会に委員長を置き、市長がこれを指名する。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数をもって決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、都市部都市総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

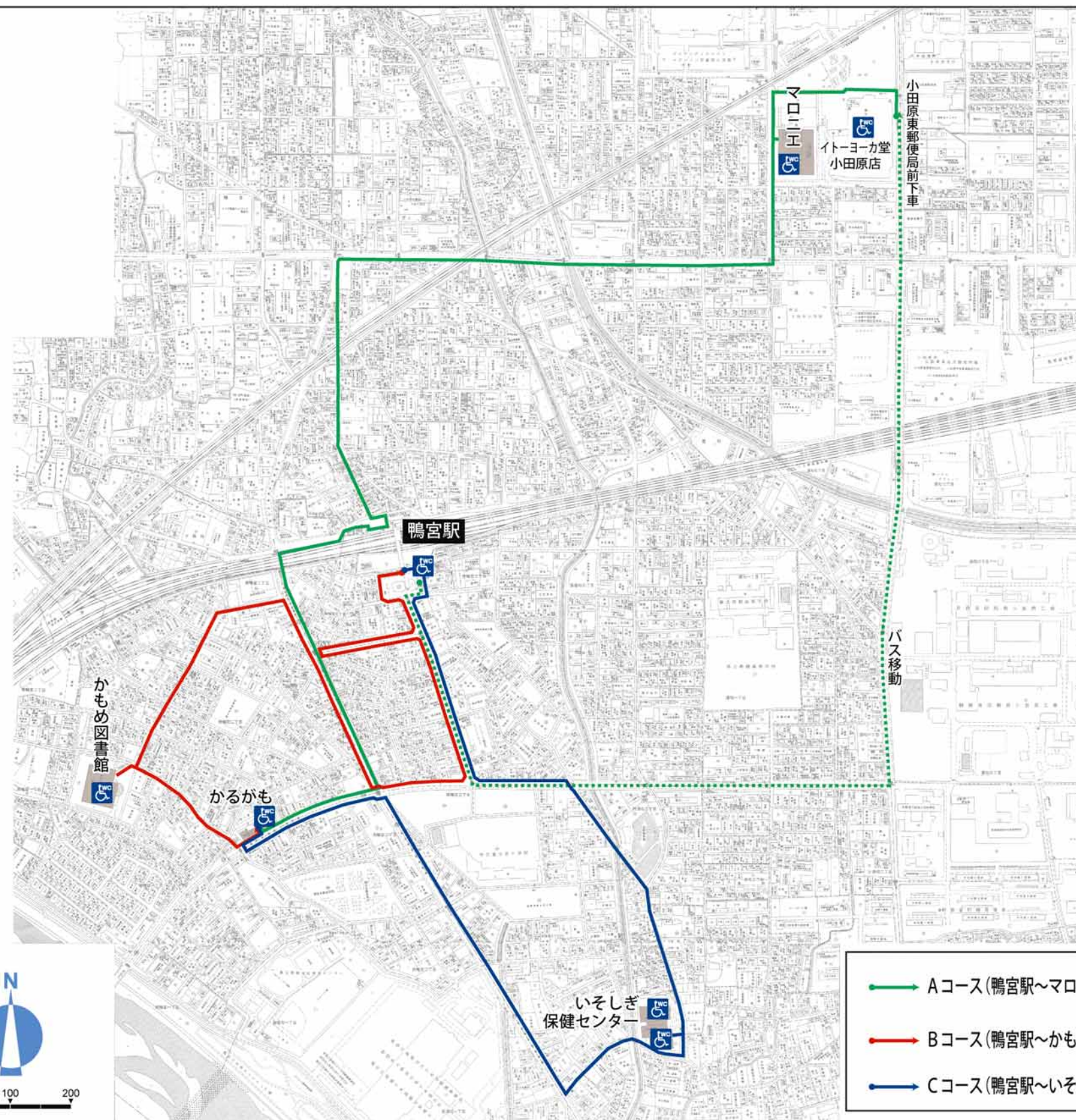
附 則

この要綱は、平成16年9月14日から施行する。

【小田原市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿】

			敬称略
	区 分		氏 名
学識経験者		横浜国立大学大学院助教授	大原 一興
関係行政機関	国	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政課長	大内 恒三
	県	神奈川県県土整備部交通企画担当課長	近藤 芳人
道路管理者	県道関係	神奈川県小田原土木事務所道路都市部長	松崎 光喜
	市道関係	小田原市建設部長	寺沢 晃
神奈川県警察		神奈川県警小田原警察署交通担当次長	斉木 信四郎
交通事業者	鉄道	東日本旅客鉄道(株)横浜支社総務部企画室長	高橋 正人
	バス	箱根登山バス(株)取締役運輸部長	二見 義広
市民	団体代表	小田原市老人クラブ連合会	吉田 福雄
		肢体障害者団体	安間 エイ子
		視覚障害者団体	小玉 かおる
		聴覚障害者団体	柳下 春男
		自治会代表	山口 恵久
		自治会代表	植田 正
		自治会代表	廣澤 達雄
市関係部長	小田原市	企画部長	青木 巖
		福祉健康部長	坂本 恵三
		都市部長	藤川 眞行

● 第1・2回 鴨宮駅周辺地区交通バリアフリーワークショップのまとめ



第1回 交通バリアフリーワークショップ

平成16年10月29日(金)

1. まちあるき点検の説明	10:00~10:30
2. まちあるき点検 (昼食)	10:30~12:30
3. 点検結果の整理	13:30~15:00
4. 点検結果の発表	15:00~15:30

図に示すA~Cの3コースに分かれ、午前中は各コースまちあるき点検を行い、昼食をはさんで午後からは、グループごとにワークショップ形式で点検結果を整理した。

第2回 交通バリアフリーワークショップ

平成16年12月17日(金)

1. まちあるき点検結果の意見確認	13:30~13:50
2. 交通バリアフリー基本構想の概要について及び 重点整備区域と経路(案)について	13:50~14:30
3. 各班意見交換	14:30~15:00
4. 各班意見発表	15:00~15:30

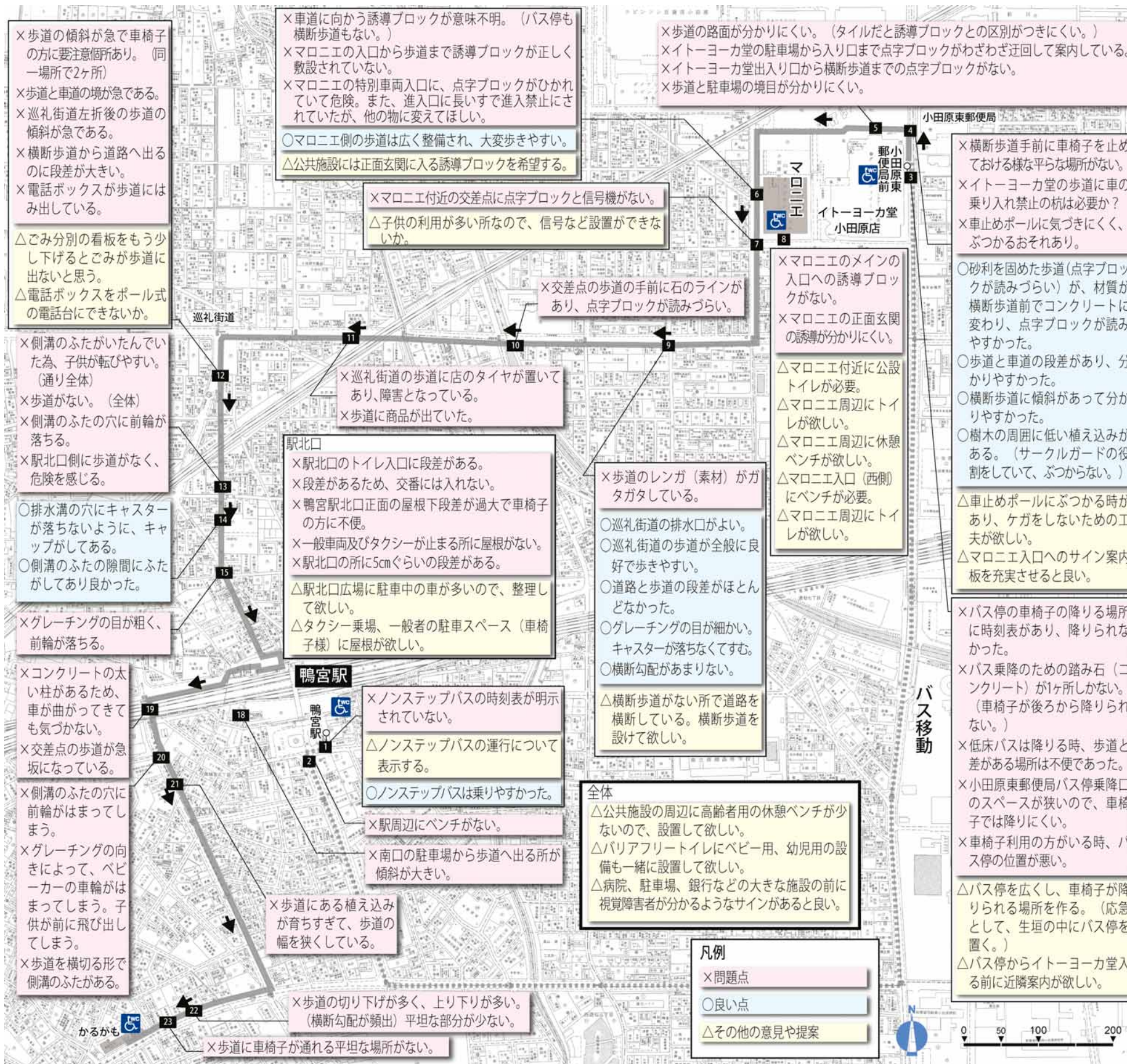
前回のまちあるき点検結果の確認を行い、交通バリアフリー基本構想概要の説明及び重点整備区域と経路(案)を説明。その後、A~Cの3グループにわかれてワークショップ形式で意見を整理し、発表した。

- Aコース(鴨宮駅~マロニエ~かるがも):約2.6km+バス移動
- Bコース(鴨宮駅~かもめ図書館~かるがも):約2.0km
- Cコース(鴨宮駅~いそしぎ~かるがも):約2.2km

Aコース

【主な要望・意見】

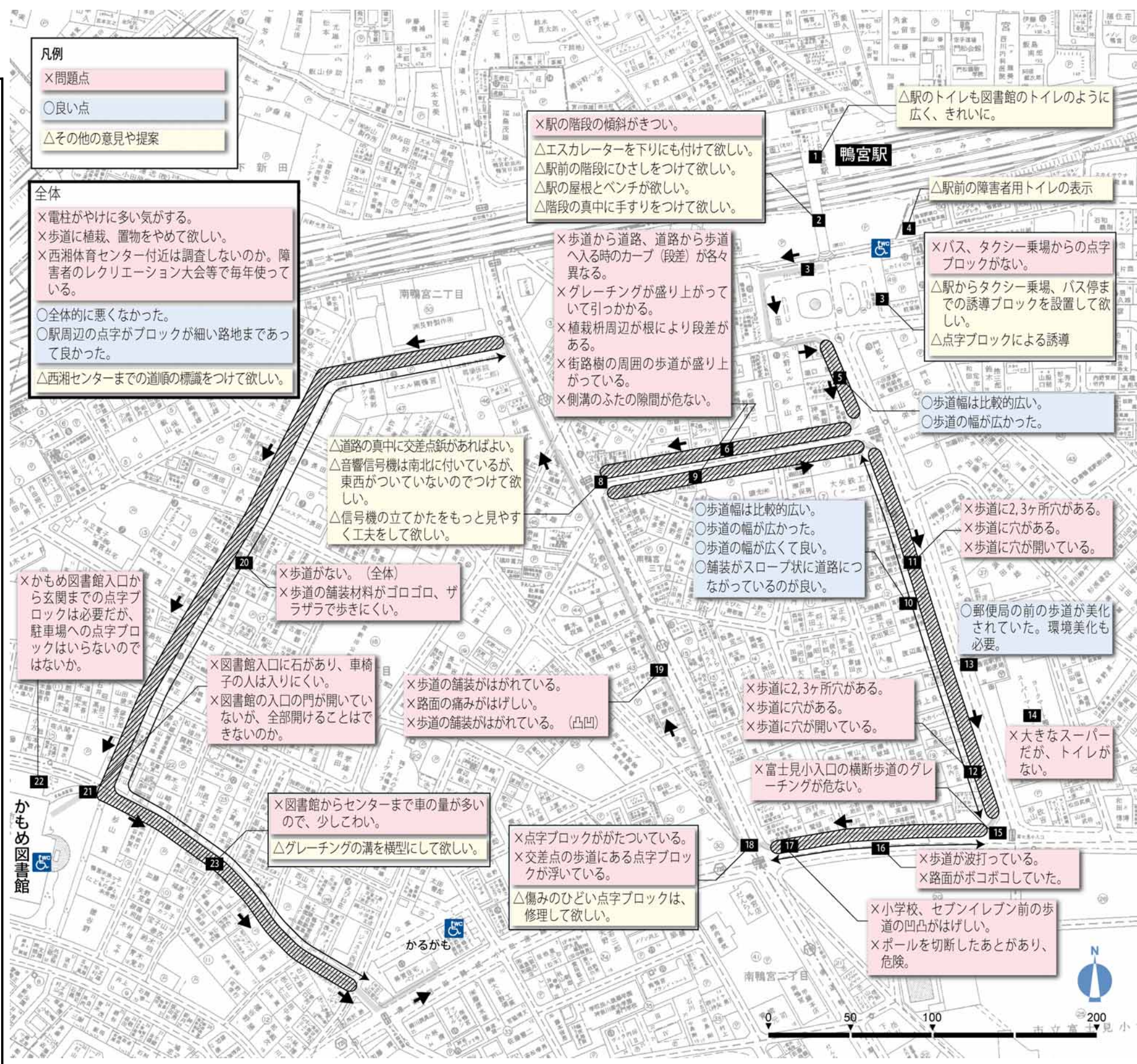
- マロニエ、郵便局などの北側も区域に含める。巡礼街道は整備されているので、そこまでの道を整備して欲しい。
- マロニエから巡礼街道へ出る道路も対象にする。マロニエの角の交差点に信号機を設置して欲しい。
- (駅からマロニエ周辺まで) あえて歩く人も結構いる
- イトーヨーカドー、マロニエ周辺の視覚障害者誘導用ブロックの配置を再検討して欲しい。ただし、駐車場への視覚障害者誘導用ブロックは設置しないで欲しい。
- セブンイレブンの通り(県道鴨ノ宮停車場矢作線)も経路に含める。県道など人通りの多い道は経路に加えて欲しい。地域の人がよく利用している通りも経路に加えて欲しい。
- 地区全体として、要所要所に案内版やサインを設置して欲しい。
- 巡礼街道のヤマダ電機周辺も区域に含められないか。
- 北口側などでは、カラー舗装で歩行空間を確保する方法もある。弱視の人とか高齢者には良いのでは？
- 公共施設における誘導ブロックの設置方法を統一して欲しい。駐車場への誘導ブロックは不要。バス停からの誘導ブロックを設置して欲しい。



Bコース

【主要要望・意見】

- 歩道の凸凹を改修して欲しい。
- いそしぎの案内版が見難い。
- 舗装面がザラザラ過ぎて白杖が滑らない。
- できれば駅前や経路の途中に案内板を設置して欲しい。



Cコース

【主な要望・意見】

- 特定な時間帯（小学生の通学時間帯など）だけでも良いので、できれば一方通行にして欲しい。
- 保健センター裏の川沿いの道を整備し、保健センター裏口の階段にスロープを設置して欲しい（保健センター正面の道路は、道幅も狭く保健センターの前以外は歩道も設置されておらず、まちあるき点検の際にも指摘が多かった）。

- （駅関連施設に関する要望として）
- 車いすトイレのボタンをタッチパネル式にして欲しい（小田急線小田原駅のトイレのボタンは押し難い）
 - 小田原駅自由通路のE Vは、外で待っている時到着音が聞こえない（音が小さい）。外で待っている人にも音がはっきり聞こえるように工夫して欲しい。
 - 北口広場にある公共トイレを車いす対応にして欲しい。工事する際には、工事期間中は簡易トイレをお願いしたい。
 - 南口広場の公共トイレに車いす対応トイレがあるが、入口の勾配がきつい。

